

海老名市企業立地促進事業

奨励措置

〔企業立地奨励金〕

投下資本額の10%を奨励金として交付
限度額3,000万円

〔固定資産税等の軽減〕

固定資産税・都市計画税を税率1/2に軽減(3年間)
既に海老名市内で3年以上操業している中小企業が適用を受ける場合は3年間全額免除

〔雇用奨励金〕

立地に伴い、市内在住者を新規雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1人につき10~50万円を奨励金として交付します。(限度額1,000万円)※雇用者が障がい者である場合は、10万円を加算。

〔環境施設奨励金〕

以下の環境施設を設置した場合、費用の一部を奨励金として交付します。

- ・雨水活用施設(有効貯水量10m³以上のもの)
1m³につき、5万円を乗じて得た額(限度額：100万円)
- ・太陽光発電施設(発電能力10kW以上のもの)
1kWにつき、10万円を乗じて得た額(限度額：300万円)
- ・風力発電施設
1kWにつき、3万円(限度額：100万円)
- ・屋上緑化・壁面緑化(のべ3m²以上施工)
次のいずれか低い方の額(限度額：300万円)
(1) 屋上緑化した面積1m²あたり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1m²当たり5,000円を乗じて得た額(又は合計額)
(2) 緑化に要した費用の1/2の額

〔法人市民税法人税割の軽減〕

本社等を立地した場合について、法人市民税の法人税割を税率1/2に軽減(3年間)

奨励措置を受けるための要件

〔対象地域〕

- ・工業専用地域、工業地域
- ・準工業地域(3,000m²以上の一団の地域)
- ・市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る)

〔対象業種〕

- ・製造業、情報通信業
- ・自然科学研究所(総務省統計局の産業分類による)
- ・雇用奨励金と法人市民税法人税割の軽減は、業種を問わない。

〔投下資本額〕

- ・新たに市内に立地する場合
大企業…投下資本額の総計3億円以上
中小企業…投下資本額の総計5,000万円以上
- ・3年以上市内で操業する企業
(同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え)
大企業…投下資本額の総計2億円以上
中小企業…投下資本額の総計3,000万円以上
- ・3年以上市内で操業する企業
(市内別地区への新たな事業所の開設、既存事業所の増設、規模の拡大を伴う移転若しくは建替え)
大企業…投下資本額の総計1億円以上
中小企業…投下資本額の総計2,000万円以上

〔適用期間〕

平成31年3月31日まで
適用期間内、1企業に係る立地につき、1回限りとする

問合せ

海老名市経済環境部商工課 (046)235-4843